

敦賀市児童生徒の重大事案調査報告書の公表について (公表ガイドライン)

令和5年8月9日
敦賀市教育委員会

第1 はじめに

このガイドラインは、敦賀市教育委員会が、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例に基づき設置された調査委員会（以下、「調査委員会」という）の調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにすることを目的とする。

敦賀市教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無等を決定するが、今後の公表の状況や社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討を行う。

第2 調査結果の公表

1 公表の意義・目的

調査結果の公表については、法令上の規定はなく、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においても、公表が望ましいこと、公表する場合の方法等の確認が示されているにとどまる。

その上で、公表することには以下の意義・目的があると考えます。

- ・当該事案への憶測などを減じさせ、社会全体でいじめ等の問題を考えていく契機とする。
- ・再発防止を含むいじめや事故等の防止対策や児童・生徒（以下「児童等」という。）の健全育成活動を促進する。
- ・学校及び教育委員会が当事者として事実に向き合い、いじめや事故等の防止対策や教育活動を見直した上で、児童等の育成を第一義とした公正なかつ適切ないじめや事故等の防止体制を構築し、教育活動・教育行政の推進を図る。
- ・開かれた学校づくりを促進し、家庭・学校・地域が各々の役割を再認識し、かつ協働して、いじめや事故等の防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげる。
- ・調査委員会の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つ。

2 公表することによる弊害

(1) 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童等、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

- ① 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して防衛機制が働き、事情聴取等への協力的な態度や回答内容が変遷するなど、事実の把握が難しくなることが考えられる。
- ② 各関係機関（児童相談所、警察、医療機関及び他の教育機関等）において関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

（２）公表による関係当事者への影響

いじめ等の学校で起きる事案は社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、マスコミによる報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットや SNS 上で拡散されたりすることに鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって、関係当事者と周囲の児童等・保護者等との関係に影響が出て、被害児童等の登校再開や立ち直り、加害児童等の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童等の成長が阻害される。
- ③ 事案の要因に被害児童等及び関係児童等の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事実等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- ④ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起り、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童等の成長を阻害する状況が生じかねない。

3 公表の在り方

上記１のとおり、再発防止等の観点からは、調査結果を公表することに極めて有益な意義・目的がある。一方で、調査結果は、児童等の人間関係から生じた事案に関するものであることが多いと考えられる。そこには、市民である児童等の人間関係や好悪の感情、児童等の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格にかかわる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長に係る情報が含まれている。このような調査結果の内容を公表することの弊害が極めて大きいことも、看過されてはならない。

そして、上記２にもあるとおり、情報を公表しすぎることによる弊害は、児童等

の成長を阻害する危険性を多分に孕んでいる。公表に当たっては、学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図るという公表の意義と公表することの弊害のバランスをとり、これらを極力損なわないようにする必要がある。その弊害を上回る公益が確保・促進されるという条件下において行われるべきである。

したがって、公表は、調査への影響が重大なものとならないようにするとともに、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要がある、関係する全ての児童等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲・方法で行われなければならない。

4 公表するか否かの判断

原則として、重大な事案の調査結果については公表するものとする。ただし、以下のとおり、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでない判断する場合もあり得る。その際は、調査委員会の進言を受け、判断するものとする。

(1) 公表することが望ましい事案

上記 1 の公表の意義・目的に鑑みると、以下の場合には、広く社会全体で共有し、再発防止のために取り組むべき必要性が高いものとして公表することが望ましい。

- ・いじめ等の結果が、重篤な事態となったもの。
- ・認定された加害行為が集団によるものや継続的なものなど、悪質性が高く特に重大なもの。
- ・いじめ等の背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの。

(2) 公表すべき必要性が低い事案

一方で、以下のような事案では、公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害より劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられることから、個別事案の特性に照らし、公表の可否を判断することとする。

- ・「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。
- ・いじめ等の背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの。

(3) 公表について特に慎重な判断を要する事案

- ・調査過程で明らかになった事案の要因に、要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。
- ・不登校につながっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。
- ・被害者側の意向を踏まえて、公表の内容を精査・限定するが、被害者側が公開を希望しないもの。

第3 公表の仕方について

1 内容

公表については、①調査報告書そのもの（敦賀市情報公開条例に準じ、一部非開示とする）を公表する方法と、②公表の目的に合致した公表版を作成して公表する方法が考えられる。上記公表の在り方（第2の3）に鑑み、必要に応じて、公表の目的に合わせて公表版を作成する。

2 方法

上記内容①もしくは②を、期間を6か月間として市のホームページ上に公開する。

国の示す各指針・ガイドラインにおける公表に関する記述

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】

- ・調査を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・調査結果の公表にあたり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。

【子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）】

- ・報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める
- ・報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何をどのような方法で公表するのかとは密接な関係にあるため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

【学校事故対応に関する指針】

- ・報告書を公開する段階においては、被害児童生徒の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容、方法及び範囲を決める。